

第50回国連婦人の地位委員会
合意結論

あらゆるレベルの意思決定過程における女性と男性の平等な参画

婦人の地位委員会は、

1. あらゆるレベルの意思決定過程において女性が積極的に参画し、女性の視点の盛り込みがなければ、平等、開発、平和という目標は達成し得えず、さらに女性の平等な参画は女性及び女兒の関心事項が考慮されるための必要条件であり、民主主義を強化し、その適切な機能の促進のために必要とされることを強調している「北京宣言及び北京行動綱領」¹を再確認する。
2. あらゆるレベルの意思決定機関で男女の均衡の必要性が一般的に是認されているにもかかわらず、法律上と事実上の平等では格差が残っており、女性は企業部門の最高レベル、他の経済的・社会的機関、さらに立法、行政、地方行政レベルでの参加が不足していることを認識し、意思決定地位へ女性が参画することを妨げる障害に注意した第23回国連特別総会で採択された成果文書²のパラグラフ23を再確認する。
3. さらに、「世界人権宣言」、「市民的および政治的権利に関する国際規約」、及び、女性は男性と平等な条件でいかなる差別もなくあらゆる選挙に投票し、国内法が定める、公式に選挙を行う機関の選挙に立候補でき、国内法が定める、あらゆる公的な機能を果たすための公式な事務所を持つことができる」と述べている「女性の政治的権利に関する国際条約」³を公的生活における女性及び男性の平等な参画に対する誓約（コミットメント）を再確認する。
4. 締約国は、とりわけ、積極的措置及び暫定的特別措置を含むあらゆる適切な措置を講じ、国内の政治的、公的生活における女性及び女兒に対する差別を撤廃しなければならないと述べている⁴「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を想起する。
5. 締約国が「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」及び選択議定書のもと完全にその義務に従い、加えて女子差別撤廃委員会の一般勧告及び最終コメントも考慮するよう強く要請する。⁵
6. いくつかの締約国が条約に付した留保条件を変更したことを指摘し、いくつかの留保条件が撤回されたことに対する満足を表明し、また締約国が条約に付加している留保条件の範囲を制限し、留保条件は可能な限り明確かつ対象を絞り、どの留保条件も条約の目標と目的に矛盾しないものとし、定期的に留保条件の撤回に向けて見直しを行い、条約の目標と目的に反する留保条件を撤回するよう強く要請する。⁶

¹ 第4回世界女性会議報告書、1995年9月4-15日、北京（国連出版物、販売番号E.96.IV.13）、パラグラフ181

² 決議S-23/3、付録06-27105(E) 150306 *0627105*

³ 決議217A(III)、決議2200A(XXI)、付録、決議640(VII)、付録

⁴ 決議34/180、付録

⁵ 総会決議60/230、パラグラフ4

⁶ 同上、パラグラフ6

7. 国連総会があらゆる利害関係者に、特に政治的意思決定において、女性の参画を増やすための包括的プログラムや政策を開発するよう強く要請している 2003 年 12 月 22 日の女性と政治参画に関する決議 58/142 の第 1 パラグラフを想起する。
8. さらに、1997 年 2 月の権力及び意思決定における女性についての合意結論が、政治的意思決定における男女の均衡を促進する戦略の実施を加速し、政策形成及び意思決定のあらゆる段階におけるジェンダーの視点の主流化の必要性を認識していることを想起する。
9. 「北京宣言」と「北京行動綱領」の目標及び目的の完全かつ効果的な実施が「ミレニアム開発目標」等の国際的に合意された開発目標の達成に向けて不可欠であることを再確認し、女性が政治プロセスへ完全に参画する機会の平等を確保することにより、政府の意思決定機関における女性代表者増加の促進を決議した⁷2005 年の「世界サミット」を歓迎する。
10. 委員会は、「第 4 回世界女性会議」以来、あらゆるレベルにおける女性の意思決定への参画について一定の進展があったことを認識する。地域、国、国際レベルにおける、積極的措置を含む政策及びプログラムの導入が意志決定過程への女性の参画の増加という結果になっている。
11. 委員会は、今も女性の進歩を妨げ、さらに意志決定過程への参画に影響を及ぼしている多種多数におよぶ、深刻で根強い障害、とりわけ根強い貧困の女性化、保健・教育・訓練・雇用への平等なアクセスの欠如、武力紛争、安全の欠如、自然災害等への懸念を表明する。
12. 女性のエンパワーメント及びジェンダーに基づく暴力を防止し排除するための重要な手段である意思決定や政策策定過程への効果的な参画の重要性を強調し、さらに女性及び女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃が意思決定過程への平等な参画を可能にすることを認識する。
13. さらに、経済、公共・民間部門、司法、外交、学术界、労働組合、メディア、非政府組織などのあらゆる分野における、地方、国、地域及び国際レベルでの、女性及び男性の意思決定過程への参画に関する十分な情報及び男女別データの不足について懸念を表明する。
14. 2000 年 10 月 31 日の安全保障理事会決議 1325(2000)及び関連する国連総会決議⁸に従い、紛争の防止や解決、和平構築における女性の重要な役割を再確認し、平和、安全の維持と促進に向けたあらゆる努力において女性が完全かつ平等に参画することの重要性、また紛争防止や解決、紛争後の社会再建に関する意思決定において女性の役割を拡大することの必要性を強調する。
15. ジェンダー平等、開発、平和は女性の地位向上にとって重要な問題であること、またあらゆる関係者による、意思決定が可能な環境を作るための新たな努力が必要であることを認識する。
16. 国連システムにおけるあらゆる部門のポスト、とりわけ上級及び政策策定レベルにおいて、公平及び地域別配分の原則を十分に尊重し、国連憲章 10 1 条パラグラフ 3 に従い、国によって、とりわけ発展途上国、経済が過渡期にある国、あるいは代表者を全く又は極めて少数しか出していない加盟国

⁷ 決議 60/1, パラグラフ 58

⁸ 決議 58/142, 序文を参照。

からの女性の代表者が引き続いて少ない⁹ことを考慮し、50/50のジェンダー配分達成という緊急の目標を再確認する。

17. 政府及び/又は、必要に応じて国連システムの関連機関、国際金融機関を含むその他の国際的・地域的機関、国会、政党、民間部門・労働組合・学术界・メディア・非政府組織を含む市民社会、その他関係者に以下の行動をとるよう強く要請する。

- (a) 女性が選挙権を持ち、脅迫、説得、強制されることなくその権利を行使できるよう保障する。
- (b) 選挙法を含む現行法を必要に応じて見直し、女性の意思決定過程への平等な参画を阻む条文を必要に応じて削除又は改正し、あらゆるレベルの意思決定過程における女性の平等な参画を促進するために必要に応じて積極的措置（ポジティブ・アクション）及び暫定的特別措置を採用する。
- (c) あらゆるレベルや分野、とりわけマクロ経済政策、貿易、労働、予算、防衛・外交、メディア、司法の分野において、必要に応じ、積極的措置（ポジティブ・アクション）及び暫定的特別措置を通じて、女性及び男性の意思決定機関への平等な参画を達成するための具体的な目標、ターゲット、基準を設定する。
- (d) 女性の指導者、幹部役員及び管理職のクリティカル・マス（決定的多数）を樹立するための、あらゆる分野及びレベル、とりわけ戦略経済的、社会的、政治的意思決定地位において男女の均衡を達成するという目標を持ち、革新的方法を含め、政策やプログラムの策定と資金提供を行う。
- (e) あらゆるレベルの行政の意思決定及び公的任命における男女の均衡の目標を設定し、立法、公的政策などにおいてジェンダー平等の目標を推進するための戦略として恒常的なジェンダー主流化達成のための具体的な戦略及び予算を策定するジェンダー計画を含む代替的アプローチや制度構造・慣習の修正を進める。
- (f) 和平プロセスのあらゆる側面や紛争後の平和構築、再建、復興、和解プロセスでのあらゆる意思決定レベルにおいて、女性が完全で平等に参画し、代表することを保障する。
- (g) あらゆるレベルの意思決定において周縁化されたあらゆる女性の一層の参画を奨励し、周縁化された女性が政治及び意思決定へアクセスし、参画することを阻む障害に取り組み、立ち向かう。
- (h) 女性や社会のあらゆる構成員が開発の恩恵を受け、女性が指導者地位に就く権利を持つことを保障するため、ジェンダーの視点が開発政策・プログラム、「ミレニアム開発目標」の実行に盛り込まれるようにする。
- (i) 女性が重要な役割を果たし、平等に恩恵を受けるべき開発プロセスを加速するため、国際協力を促進し、強化する。
- (j) 女性が進歩し意思決定へ平等に参画できるように、人間としての完全な能力の発揮を促進するた

⁹ 総会決議 58/144，パラグラフ 3 を参照。

¹⁰ 総会決議 58/142，パラグラフ 1 (k)

め、女性の貧困を根絶し、生活の状況を改善するためのより効率的な手段を導入する。

- (k) 女性及び女児のあらゆる形態の教育へのアクセスを保障し、教育がジェンダーに配慮することを保障し、さらに、女性及び女児が必要な知識を得ることができ、人生のあらゆる局面で、またあらゆるレベルで意思決定過程に平等に参画できるよう備えるための教育プログラムを促進する。
- (l) 社会に現存する権力差及び様々なリーダーシップの明確なモデルを尊重する必要性を認識し、女性及び女児が最も高いレベルも含め政治に参画するために必要なツールや訓練、特別プログラムを含むリーダーシップをとるための技術、能力、専門知識を開発することを可能とする訓練へのアクセスを保障する。
- (m) あらゆるレベルの意思決定過程における完全で平等な参画を促進するため、女性のディーセント・ワーク（権利が保護され、十分な収入を生み、適切な社会保護が供与された生産的仕事）、完全で生産的な雇用、生産的・財政的な資源・情報への平等なアクセスを保障する。
- (n) 女性がガラスの天井を破り、あらゆる分野のあらゆるレベルにおける意思決定の地位に就けるよう、客観的で透明な採用手続き及びジェンダーに配慮したキャリア計画を導入する。¹¹
- (o) 男性及び男児だけでなく、女性及び女児が、非伝統的な分野で働く機会の拡大などによる法的及び政策的措置を通じて、労働市場において、周縁化された女性を含む女性への差別だけでなく、職業差別、ジェンダーに基づく賃金格差を撤廃する。
- (p) 女性のエンパワーメントを促進する効果的手段であると証明され、特に草の根レベルなど、あらゆるレベルでの意思決定過程への完全で平等な参画の促進を可能にする環境を創造することができる小口融資及び小規模金融の仕組みへの女性のアクセスを確保する。
- (q) 家庭及び職業的責任の両立を目指した措置、とりわけ女性及び男性の有償及び無償労働のよりよい分担によって、女性があらゆるレベルの意思決定過程に参画できる環境を育成する。
- (r) 公的及び政治的生活における完全で平等な参画を促進するために、女性及び女児に対するあらゆる形態の暴力を阻止し、撤廃するための措置を講じる。
- (s) 意思決定過程への女性の認知度及び影響を高めるため、あらゆる分野及びあらゆるレベルにおける女性のリーダーシップを促進し、女性の参画を直接的又は間接的に女性の参画を阻むあらゆる障害を取り除く。
- (t) 必要に応じて情報・通信技術を利用し、必要に応じて政治、学术界、労働組合、メディア、とりわけ女性の団体及びネットワークなどの市民社会組織を含むあらゆるレベル及びあらゆる分野で、女性指導者及び女児間のネットワーク作りや相談（メンタリング）を促進する。
- (u) とりわけ意思決定ポストの男性及び女性の中において、ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントの促進を奨励し、ベストプラクティス（最良の実践例）の交換や意識啓発などによって、あらゆるレベルの意思決定過程における女性の参画、代表、リーダーシップを支持する。

¹¹ 婦人の地位委員会の合意結論 1997/3，パラグラフ 10

- (v) とりわけ家事と家族の世話の分担を奨励することで、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの促進における男性及び男児の関与を高めるための戦略を開発する。
- (w) 特にメディアなどあらゆる生活領域で、ジェンダーの固定観念を排除する戦略を開発し、あらゆるレベル及びあらゆる分野における指導者及び意思決定者としての女性及び女児の良い描写を育成する。
- (x) 政治プロセスを含め、あらゆる分野における意思決定への女性の参画の重要性を認識し、女性及び男性候補者の公正及びバランスのとれた報道を行い、女性の政治機構への参画を報道し、女性に特に影響を及ぼす問題についての報道の機会を確保する。¹²
- (y) 必要に応じて、政党内の候補者選択のため、選挙での選出における女性候補者の公平な代表獲得のためのクォーター制などの暫定的特別措置を含め、具体的な目標、ターゲット、基準を採用する。
- (z) とりわけ及び必要に応じて訓練プログラムや候補者募集活動等、特別措置を講じて、選挙における女性候補促進し、暫定的特別措置としての女性候補者への資金援助を考慮に入れる。
- (aa) 必要に応じ、選挙運動期間中、メディア、財政的及びその他の資源への平等なアクセスを含む平等な機会の確保に努める。
- (bb) 選挙管理機関やオブザーバー委員会内の意思決定地位への女性の参画を促進し、それら機関の構造及び活動におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメントに配慮する。
- (cc) 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、可能であれば「北京行動綱領」及び第 23 回国連特別総会の成果文書に従い、必要に応じて現行法及び憲法条文の施行状況を監視・見直すためのジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する超党派代表による常設又は特別委員会又はその他法的団体の設立、また可能であれば「女子差別撤廃委員会」の勧告への考慮を検討する。
- (dd) 特に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「市民のおよび政治的権利に関する国際規約」、「経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約」、「子供の権利条約」などの女性及び女児の完全な政治的、経済的、社会的、文化的権利に関連条約等の批准、実施を考慮する。
- (ee) 女性の進歩に不可欠な文書としての「世界人権宣言」を再確認し、関連して、「ミレニアム開発目標」やその他国際的に合意された開発目標達成のための措置を講じる。
- (ff) 女子差別撤廃委員会への各国定期報告及び委員会最終コメントの一般への普及を奨励する。
- (gg) 国会、女性の進歩のための国内本部機構（ナショナル・マシーナリー）、その他の国家機関、ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントを推進する市民社会の女性のグループ及びネットワーク

¹² 総会決議 58/142 , パラグラフ 2 . (m)

ークなどのあらゆる関係者の協力を促進する。

(hh) 必要に応じて、意識啓発と訓練などを通じて、予算編成過程のあらゆるレベルと段階におけるジェンダーの視点の主流化を支援する。

(ii) あらゆるレベルで、特に情報が不足している分野において、必要に応じ、性別や他の関連要素ごとのジェンダーに特化したデータや統計の体系的収集のための受け入れ可能な標準化方法の開発を通じ、意思決定への女性の参画の進展に関する調査、監視、評価を強化し、教訓やグッド・プラクティス(良い実践例)を普及させる。

(jj) 生活の全ての領域での開発における女性の役割を認識し、ジェンダー平等を促進し、意思決定地位への女性の参画を支援するため、政治的意思を確保する。